

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○道路の区域を変更する件二件

告 示

福島県告示第二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所まで平成二十三年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

福島県知事 佐藤 雄平

| 路線名 | 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|----------|--|--------|-------------|----------|
| 一般国道二九四号 | 須賀川市大字江花字女夫沢山一番地先から同 市大字勢至堂字姫子山三番七地先まで | 変更前 | A 七・〇 | 六三三・五 |
| | | 変更後 | B 一〇・五 | 六〇二・五 |
| | | 変更前 | A 七・〇 | 六三三・五 |
| | | 変更後 | B 一〇・五 | 六〇二・五 |

(道路計画課)

公 告

○道路の供用を開始する件二件

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件三件

福島県告示第三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所まで平成二十三年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

福島県知事 佐藤 雄平

| 路線名 | 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|---------|--------------------------------|--------|-------------|----------|
| 県道相馬大内線 | 相馬市黒木字町三七番二地先から同 市黒木字薬師堂四番地先まで | 変更前 | 五・六 | 四九・五 |
| | | 変更後 | 五・六 | 四九・五 |

(道路計画課)

福島県告示第四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所まで平成二十三年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

福島県知事 佐藤 雄平

| 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 |
|----------|--|------------|
| 一般国道二九四号 | 須賀川市大字江花字女夫沢山一番地先から同 市大字勢至堂字姫子山三番七地先まで | 平成二十三年一月七日 |

(道路計画課)

福島県告示第五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所まで平成二十三年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

| | | |
|----------|---|----------------|
| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
| 県道幾世橋小高線 | 南相馬市小高区浦尻字北原七二番地先から 同 市小高区浦尻字町一一四番一四地先 まで | 平成二十三年一月 七日 |

(道路計画課)

公 告

公告第二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十三年一月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあつた年月日

平成二十二年十二月二十一日

二 名称

特定非営利活動法人布紗

三 代表者の氏名

中崎 とし江

四 主たる事務所の所在地

福島県いわき市平字旧城跡十二番地八十

五 定款に記載された目的

この法人は、福祉サービスを必要とする個々の利用者の意思を尊重し、すべての利用者が自立を目指し地域の中であるがままに生きていくことが出来るよう、ひとりひとりを見つめた総合的なサポートを提供することにより地域生活支援の促進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十三年一月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあつた年月日

平成二十二年十二月二十四日

二 名称

特定非営利活動法人あいつくらぶ

三 代表者の氏名

酒井 壽昭

四 主たる事務所の所在地

福島県会津若松市飯盛二丁目五番二十五号

五 定款に記載された目的

この法人は、会津若松市及び近隣市町村において、スポーツ及び子育てに関するイベントやセミナー等の開催、総合型地域スポーツクラブの運営、支援やスポーツに関する指導者の派遣、養成等の事業等、自己を確立し豊かに生きるための環境・場の提供を通じて、市民一人ひとりが年齢、性別を問わず目標やレベルに応じてスポーツを楽しむ、自分たちの住む地域に関心を持ち、地域に誇りを持つことができる心身ともに健全な青少年の育成に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十三年一月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあつた年月日

平成二十二年十二月二十七日

二 名称

NPO法人福島県障がい者スポーツ支援ネットワーク

三 代表者の氏名

白岩 良子

四 主たる事務所の所在地

福島県田村市船引町船引字城ノ内六十四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、福島県を中心とした地域社会に対して、障がい者スポーツに関する事業を行い、障がい者スポーツにおける競技者(ジュニア競技者を含む)の支援、競技環境の充実、スポンサーの獲得及び振興に寄与することを目的とする。

(文化振興課)